令和８年１月15日

会　員　各　位

一般社団法人
沖縄県認知症グループホーム協会
会長　宮城玲於奈

令和８年度　理事・役員の公募について

平素より当会の業務に特段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和８年３月末にて理事・役員の任期が満了となるため、一般社団法人　沖縄県認知症グループホーム協会会則第23条の規定により、次期理事、役員を公募いたします。
つきましては、添付規定をご確認いただき、添付届出用紙にてご提出下さいますようお願い申し上げます。

※立候補者が多数の場合、当協会会則第23条の規定により、社員総会の決議によって選任いたします。

○公募する役員

役職	人数
理事	３名
監事	１名
委員	３名

○任期　　原則２年間
○公募締切　令和８年１月30日
○提出先　　mail:okigh2017@gmail.com

○お問い合わせ

沖縄県認知症グループホーム協会
電話　080-6494-2018　Fax　098-923-2728
http://www.gh-okinawa.com/
mail:okigh2017@gmail.com

一般社団法人　沖縄県認知症グループホーム協会 役員選出規程

（目 的）

第１条 この規則は、一般社団法人　沖縄県認知症グループホーム協会（以下「本会」という）定款第 23 条に基づき、役員選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（役員の種類）

第２条 この規則において「役員」とは、理事及び監事をいう。

（理事の設置及び定数）

第３条 理事を次のとおり置く。

（１）理事 ３名以内で、理事会において本会の運営に必要とする数

（監事の設置及び定数）

第４条 監事を次のとおり置く。

（１）監事 １名以上で、理事会において本会の運営の監査に必要とする数

（候補者選出方法）

第５条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

（１）理事は立候補制とする。

（２）監事は理事会の議決により候補者を選出する。

（理事の立候補）

第６条 理事に立候補する場合の要件は、次のどおりとする.

（１）立候補者は、定款第 7 条に規定する正会員であること。

（２）立候補の時期は、役員改選にあたる総会の前の選挙管理委員会が別に定める期間とする。

（３）立候補の受付は、本会事務局への郵送等によることとし、締切日の消印までを有効とする。

（４）立侯補者は、所定の立候補届を提出しなければならない。

（選挙管理委員会）

第７条 役員選出にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

２ 選挙管理委員会の規定は理事会において別途定める。

（役員候補者名簿の公示）

第８条 役員候補者の名簿は、役員選出のための総会の議案とともに、会員宛に送付される。

（役員選出方法）

第 9 条 総会において役員を選出する方法は、次のとおりとする。

（１）理事は出席者による投票を行い、定数までの上位得票者とする。

（２）監事は出席者による信任投票を行い、過半数をもって決する。

（３）候補者が定数のときは、総会において出席社員の信任を得る。

２ 前項第１号の投票方法等の細目については、理事会において別に定める。

（欠員）
第 10 条 役員に欠員が生じた場合の措置は、理事会において別に定める。
（改正）
第 11 条 この規則を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則
この規則は、平成２９年 ４月１日から施行する。

別紙１

令和７年　　月　　日

一般社団法人　沖縄県認知症グループホーム協会
会長　殿

立候補者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

理事　立候補について（届出）

一般社団法人　沖縄県認知症グループホーム協会の理事として立候補いたしますので届出いたします。

記

【立候補者】

氏名	
法人名	
事業所名	
事業所住所	〒
電話番号	
FAX 番号	
携帯番号	
メールアドレス	

別紙2

令和7年　　月　　日

一般社団法人　沖縄県認知症グループホーム協会

会長　殿

立候補者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿

監事　立候補について（届出）

一般社団法人　沖縄県認知症グループホーム協会の監事として立候補いたしますので届出いたします。

記

【立候補者】

氏名	
法人名	
事業所名	
事業所住所	〒
電話番号	
FAX番号	
携帯番号	
メールアドレス	

一般社団法人　沖縄県認知症グループホーム協会 委員選出規程

（目 的）

第１条 この規則は、一般社団法人　沖縄県認知症グループホーム協会（以下「本会」における委員選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（委員の設置及び定数）

第２条 委員を次のとおり置く。

（１） 委員 ８名以内で、介護者研修担当２名、大会担当２名、計画作成担当者研修２名その他委員会において本会の運営に必要とする数。

（候補者選出方法）

第３条 本会の委員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

（１）委員は立候補制とする。

（委員の立候補）

第６条 委員に立候補する場合の要件は、次のどおりとする.

（１）立候補者は、定款第５条に規定する正会員であること。

（２）立候補の時期は、委員改選にあたる総会の前の選挙管理委員会が別に定める期間とする。

（３）立候補の受付は、本会事務局への郵送等によることとし、締切日の消印までを有効とする。

（４）立候補者は、所定の立候補届を提出しなければならない。

（選挙管理委員会）

第７条 委員選出にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

２ 選挙管理委員会の規定は理事会において別途定める。

（委員候補者名簿の公示）

第８条 委員候補者の名簿は、委員選出のための総会の議案とともに、会員宛に送付される。

〈委員選出方法）

第 ９ 条 総会において委員を選出する方法は、次のとおりとする。

（１）委員は出席者による投票を行い、定数までの上位得票者とする。

（２）候補者が定数のときは、総会において出席社員の信任を得る。

２ 前項第１号の投票方法等の細目については、理事会において別に定める。

〈欠員）

第 10 条 委員に欠員が生じた場合の措置は、理事会において別に定める。

（改正）

第 11 条 この規則を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規則は、平成２９年 ４月１日から施行する。

別紙1

令和7年　　月　　日

一般社団法人　沖縄県認知症グループホーム協会

会長　殿

立候補者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

委員　立候補について（届出）

一般社団法人　沖縄県認知症グループホーム協会の委員として立候補いたしますので届出いたします。

記

【立候補者】

氏名	
法人名	
事業所名	
事業所住所	〒
電話番号	
FAX番号	
携帯番号	
メールアドレス	

職務分掌

職位	職務分掌
理事	理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
会長	当法人を代表し、その業務を執行する
	1 法人の統括に関すること 2 事業計画の策定、予算計画作成、及び執行管理に関すること 3 法人事業にかかわる会議への出席及び研修会の開催に関する事 4 物品購入及び管理に関すること 5 公文書等の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること 6 関係機関等との連絡調整に関すること 7 企画、統計及び諸調査に関すること 8 予算書、決算書作成及び経理業務に関すること 9 支払業務に関すること 10 官公署に対する申請、届出、報告等に関すること 11 事務局内外の環境整備に関すること 12 記録に関すること 13 その他、事業運営上、必要な業務に関すること、
副会長	会長の指示のもと、会長を補佐し、会長に事故又は会長が欠けたときは、その職務を代行する
	1 法人の統括に関すること 2 事業計画の策定、予算計画作成、及び執行管理に関すること 3 法人事業にかかわる会議への出席及び研修会の開催に関する事 4 物品購入及び管理に関すること 5 公文書等の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること 6 関係機関等との連絡調整に関すること 7 企画、統計及び諸調査に関すること 8 予算書、決算書作成及び経理業務に関すること 9 支払業務に関すること 10 官公署に対する申請、届出、報告等に関すること 11 事務局内外の環境整備に関すること 12 記録に関すること 13 その他、事業運営上、必要な業務に関すること、
委員	事業計画に基づき、事業実施全般に関すること
事務局	法人の事務を処理する
	1 公文書等を含む文書全般の管理 2 会員名簿の作成 3 組織図の作成 4 事業計画、大会、研修会、講演会、各種会議の資料の製本 5 会員への案内文書の作成及び送信と発送 6 理事会、総会、各会議の資料の製本 6 理事会、総会、各会議の資料の発送 7 会費徴収の案内文書の作成及び発送 8 経理に関すること 9 物品及び財産の管理に関すること 10 議事録に関すること 11 沖縄県総合福祉センター入居団体職員名簿の提出 12 小規模団体室賃借に係る申込(沖縄県提出)決算書提出
監事	理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
顧問	顧問は、会長の諮問に応ずるとともに、理事会及び社員総会に出席して発言することができる